

平成30年度の税制改正で、交際費等の損金不算入制度、少額減価償却資産特例について適用期限が平成32年3月31日までと2年延長されました。

改めてこれらの制度についてご紹介いたします。

交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度とは、原則として法人の支出した交際費等の額は全額が損金不算入とされていますが、一定額において損金算入が認められるという制度です。

①期末資本金又は出資金1億円以下の企業（中小企業法人）

- ・年800万円又は接待飲食費の50% ※どちらかを選択。

②期末資本金又は出資金1億円超えの企業（中小企業法人以外）

- ・接待飲食費の50%

少額減価償却資産特例

少額減価償却資産特例とは、取得価格30万円未満の減価償却資産を取得し事業の用に供した場合、一定の要件下で全額を損金算入できる制度です。

- ・対象者：中小企業
- ・限度額：少額減価償却資産取得価格の合計額が300万円まで

（事業年度が1年に満たない場合は300万円÷12×事業年度月数）

※一括損金計上可能ですが、市町村への償却資産申告の申告対象となります。

7月は以下の各種届出や納付等があります。ご準備はいかがでしょうか？

提出期限、納付期限がありますのでお忘れのないようお願いいたします。

- ・源泉所得税納付(毎月・特例) … 7月10日まで。
- ・労働保険の申告、納付 … 7月10日まで。
- ・算定基礎届提出 … 7月2日～7月10日まで。
- ・賞与支払い届提出 … 支払日より5日以内。